

高松市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第2項、第5項及び第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告を、同条第9項及び第10項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年1月31日

高松市監査委員	吉	田	正	己
同	鍋	嶋	明	人
同	森	谷	忠	造
同	大	見	昌	弘

▶ 監査結果報告書

(財政援助団体等監査)

(平成30年1月31日)

<監査対象団体等>

高松市中学校体育連盟



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp



平成29年度財政援助団体等監査の結果について

1 監査対象局

教育局（保健体育課）

2 監査対象団体等

高松市中学校体育連盟

3 所属別監査結果

	局及び団体等	指摘	意見	合計
1	教育局 （保健体育課）		1	1
2	高松市中学校体育連盟		1	1
	合計		2	2

【指摘】

条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

【意見】

組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

4 監査実施期間

平成29年10月26日から平成30年1月15日まで

5 監査対象事務

	局及び団体等	監査対象事務
1	教育局 （保健体育課）	平成28年度及び平成29年度における、高松市中学校体育連盟への財政的援助に係る出納その他の事務
2	高松市中学校体育連盟	平成28年度及び平成29年度における、高松市からの財政的援助に係る出納その他の事務

6 監査の方法

前記監査対象事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。
 監査に当たっては、教育局保健体育課及び高松市中学校体育連盟から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。
 また、平成29年11月29日に、財産管理状況等を確認するため、高松市中学校体育連盟事務局において実地監査を行った。

7 監査の結果

監査の結果、監査対象局及び監査対象団体等の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

8 事情聴取（平成30年1月15日実施）の状況



監査委員による高松市中学校体育連盟への事情聴取

高松市中学校体育連盟について

1 高松市中学校体育連盟について

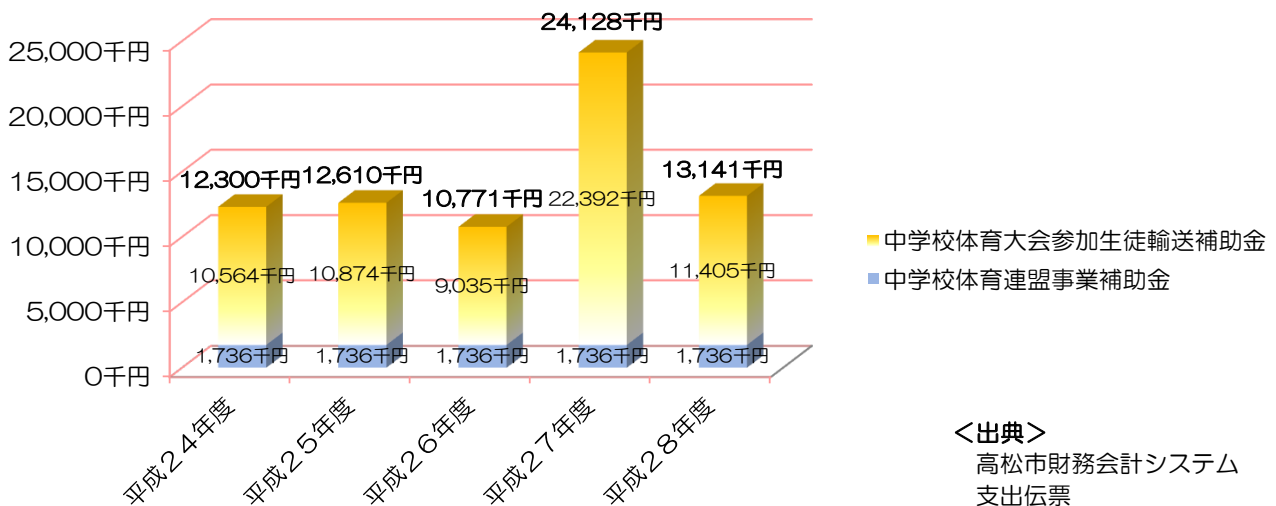
高松市中学校体育連盟は、高松市上福岡町714番地1（高松市立玉藻中学校内）に所在し、高松市内の中学校及び特別支援学校中等部における保健体育の健全な発達を図ることを目的として、昭和63年4月26日に設立された。

構成員は、高松市中学校の生徒及び教職員であり、平成29年度現在、13,206人である。

本市は、当該団体に対し、団体育成・運営支援を目的とする中学校体育連盟事業補助金と、事業支援を目的とする中学校体育大会参加生徒輸送補助金を交付している。



2 補助金額の推移



3 高松市中学校体育連盟が行う事業内容

高松市中学校体育連盟が行う事業は、次のとおり。

- (1) 中学校保健体育に関する企画・研究調査
- (2) 教育的活動として行われる諸体育行事の開催
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事項

平成29年度財政援助団体等監査結果一覧

H30.1.31

結果No.	区分※	項目	公表文該当ページ	局及び団体等
1	意見	中学校体育連盟に対する補助金等の総合的な見直しについて	P5	教育局 (保健体育課)
2	意見	中学校体育大会参加生徒輸送補助事業の見直しについて	P6	高松市中学校体育連盟

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局

平成29年度／教育局

告示番号

高松市監査委員告示第5号

告示日

平成30年1月31日

所管課等

保健体育課

区分

意見

意見の項目

中学校体育連盟に対する補助金等の総合的な見直しについて

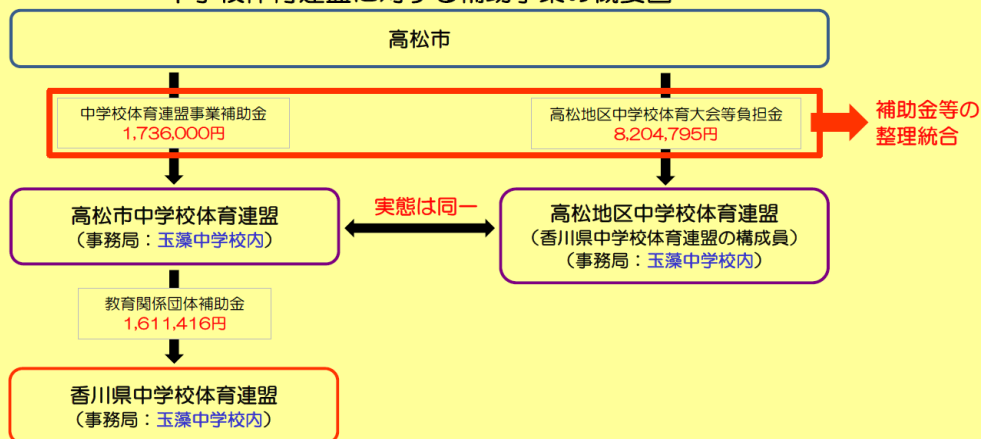
意見を付す理由

中学校体育連盟事業補助金は、高松市中学校体育連盟の運営経費に対し補助するものであるが、同補助金の大半が香川県中学校体育連盟に対する補助金支出に充当（いわゆるトンネル補助）されており、補助事業の効果に疑義が生じている。
また、高松地区中学校体育大会等負担金は、高松地区中学校体育連盟（本市、三木町及び直島町地域を包含する団体）の運営経費に対し補助するものであるが、高松市中学校体育連盟の活動実態が同団体と同一であることが明らかとなり、事実上、団体育成・運営支援型補助金等の重複交付となっている。

意見

中学校体育連盟事業補助金と高松地区中学校体育大会等負担金を整理統合するとともに、各補助事業者に対し組織体制の見直しを働きかけるなど、中学校体育連盟に対する補助金等の総合的な見直しを検討されたい。

中学校体育連盟に対する補助事業の概要図



根拠法令・通知等

高松市補助金等の見直し方針2-(4)

内容

補助金等の見直しに当たっては、事業の公益性・必要性、効果性、適格性、及び妥当性の4つの視点に留意し、検証を行うものとする。
(4) 妥当性
ア 補助対象経費の範囲は妥当であること。
イ 類似の事業や補助目的を同一にするものが他にないこと。

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象団体等

平成29年度／高松市中学校体育連盟

告示番号	高松市監査委員告示第5号	告示日	平成30年1月31日	
所管課等	高松市中学校体育連盟	区分	意見	
意見の項目	中学校体育大会参加生徒輸送補助事業の見直しについて			
意見を付す理由	<p>高松市中学校体育連盟が行う中学校体育大会参加生徒輸送補助事業は、各中学校に対し、体育大会への参加に要する交通費の一部を補助するもので、補助金額は、各中学校と大会会場の最寄駅間の公共交通機関利用料金を基準として算出している。</p> <p>各中学校に対する補助率を調査したところ、次表のとおり、各中学校間で大きな差が見られ、その原因が、公共交通機関以外の交通手段が活用されている実態と、補助金額算定基準との乖離であることが明らかとなった。</p> <p>また、補助金額の算定に当たり、毎年度大会会場が変わる度に、公共交通機関利用料金の確認を要するなど、事務処理が煩雑化している状況が見受けられる。</p>			
	中学校体育大会参加生徒輸送補助事業に係る補助率（平成28年度実績）			
		高松地区中学校 総合体育大会	高松地区中学校 新人体育大会	高松地区中学校 駅伝競走大会
	最高補助率	92.7%	99.2%	87.6%
最低補助率	17.8%	26.7%	6.8%	
	<p><出典> 中学校体育大会参加生徒輸送補助事業 実績報告書類</p>			
意見	<p>補助率の平準化及び事務処理の効率化を図るため、補助金額の算定基準を、公共交通機関利用料金から本市「旅費計算の手引き」の日額旅費を準用したものに改めるなど、中学校体育大会参加生徒輸送補助事業の見直しを検討されたい。</p>			